

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第2子以降保育料無償化 特定教育・保育施設等(保育所等)</p> <p>対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもを2人以上扶養していること。</p> <p>内 容：第2子以降の児童に係る保育料を、申請により無償化します。</p> <p>問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719</p>
	<p>第2子以降副食費無料化 特定教育・保育施設等(保育所・幼稚園・認定こども園)</p> <p>対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもを2人以上扶養していること。</p> <p>内 容：第2子以降の児童に係る副食費を、申請により無料化します。</p> <p>問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719 《学校教育課 庶務係》 TEL：0270-64-7713</p>
	<p>小中学生給食費一部補助</p> <p>対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒</p> <p>内 容：学校給食費の一部補助</p> <p>問合せ：《学校給食センター》 TEL：0270-65-6706</p>
住宅支援	<p>木造住宅耐震改修補助金事業</p> <p>対象者：旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満住宅の所有者</p> <p>内 容：耐震改修費用の1/2以内で上限80万円</p> <p>問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707</p>
	<p>文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金</p> <p>対象者：文化センター周辺住宅団地の宅地売買契約を締結し、①～のいずれにも該当するもの ① 世帯の市町村民税等の滞納がないこと ② 宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅の建築工事請負契約を締結することを確約すること ③ 住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者でないこと</p> <p>内 容：1棟につき5万円を交付</p> <p>問合せ：《都市建設課 まちづくり係》 TEL：0270-64-7707</p>
農業体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：町民</p> <p>内 容：4ヶ所の市民農園を運営</p> <p>問合せ：《公益財団法人玉村町農業公社》 TEL：0270-64-3122</p>
その他	<p>玉村町乗合タクシー事業「たまりん」</p> <p>対象者：町民</p> <p>内 容：町内4路線と伊勢崎・高崎直行便を運行路線として年末年始を除き毎日運行する乗合タクシー。運賃は一乗車につき最大200円。</p> <p>問合せ：《環境安全課》 TEL：0270-64-7708</p>